

平成28年度第1回石狩市社会福祉審議会 会議録

■日 時 平成28年7月13日（水） 14時00分～15時30分

■場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室

■出席者【審議会委員】

北原委員・金子委員・鈴木幸雄委員・若狭委員・松原委員・向井委員・鈴木いずみ委員

【事務局】

三国保健福祉部長・櫛引こども家庭課長・巴高齢者支援課長・長谷川地域包括支援担当課長・伊藤子ども政策課長・池田福祉総務課長・高井福祉総務課主幹・大西こども家庭担当主査

■欠席者 岡田委員

■傍聴者 なし

■委嘱状交付次第

- 1 委嘱状交付
- 2 自己紹介
- 3 保健福祉部長挨拶

■会議次第

- 1 開 会
- 2 会長選出
- 3 会長挨拶
- 4 諮問書交付
- 5 会長職務代理者指名
- 6 諮問事項に関する行政説明
- 7 審 議
 - (1) 保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について（諮問）
- 8 報 告
 - (1) 石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」の進捗について
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

■委嘱状交付

1 委嘱状交付

○池田課長

石狩市社会福祉審議会任期が新しくなりまして、初めての方もいらっしゃるので、それぞれの皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

委嘱状については、大変恐縮ですが、卓上交付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 自己紹介

(委員自己紹介)

3 保健福祉部長挨拶

(挨拶)

■会議次第

1 開会

○池田課長

平成28年度第1回石狩市社会福祉審議会を開会いたします。

2 会長選出

○池田課長

初回でございますので、まず、会長の選出を行い、その後の議事進行を会長をお願いいたします。それまでは、私、福祉総務課長の池田が進行を務めさせていただきます。

それでは、会長選出ですが、皆様方から選出方法等、案があればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。よろしければ、事務局の方で腹案を用意させていただいておりますので、提案させていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(委員から了解の声)

○池田課長

それでは、会長に北海道医療大学看護福祉学部教授、鈴木様をお願いしたいと存じます。

(委員から異議なしの声)

それでは、鈴木会長、よろしくお願いします。

はじめに、ご挨拶いただきまして、進行をよろしくお願いいたします。

3 会長挨拶

○鈴木会長

(会長挨拶)

4 諮問書交付

(三国保健福祉部長から鈴木会長へ諮問書を交付)

5 会長職務代理者指名

○鈴木会長

続きまして、会長職務代理者の指名ということですが、藤女子大学の若狭委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

6 諮問事項に関する行政説明

○鈴木会長

それでは、次第に沿って、諮問事項に関する行政説明に入ります。よろしくお願いいたします。

○櫛引課長

それでは、本審議会に提出している資料につきまして、こども家庭課櫛引のほうから説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、1の諮問の趣旨についてであります。石狩市では、現在の保育料及びその減免基準を見直し、平成28年9月から適用するための準備を進めています。

また、平成29年度より市内の私立幼稚園がすべて子ども・子育て支援新制度に移行する予定であることから、幼稚園就園奨励費については、平成29年度から3年間の経過措置を設け、平成31年度をもって終了します。

このため、石狩市が保育料の額、保育料の減免の基準を見直すとともに、幼稚園就園奨励費を終了するに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

次に、2の保育料の改定についてのところをご覧ください。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が本格スタートしましたが、昨今、子どもの貧困問題は大きなテーマの一つとなっています。

本市の財政状況が厳しい中で、増大する教育・保育ニーズに対応しつつ、制度を安定的に維持していくためには、公的負担と利用者負担の適正なバランスを確保する必要がありますが、経済的に厳しい状況にある子育て世帯で一番影響を受けるのは子どもであることから、低所得の子育て世帯について配慮することが重要です。

このため、保育料の改定にあたっては、国基準とのバランスも考慮しつつ、低所得階層への配慮を行うこととし、2ページの表1及び3ページの表2のとおり、平成28年9月から適用する

保育料の改定（案）を作成しました。

2 ページの表 1 をご覧願います。

この表は、保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料の改定（案）ですが、これまで3歳未満の児童に係る保育標準時間の保育料は、B階層及びC 1階層については、国基準の保育料からそれぞれ30%を軽減した額、C 2階層については、国基準の保育料から約45%を軽減した額としていましたが、B階層からC 2階層については、それぞれ国基準の保育料の3分の1に軽減した額としています。

なお、軽減については、3歳以上の児童についても同様の考えであり、下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等で、B階層からC 7階層までに認定された場合の保育料です。

また、保育短時間の場合の保育料は、これまで同様、保育標準時間の場合の各階層区分（A階層（生活保護世帯等）及びB階層（A階層を除き、市町村民税非課税世帯）を除く。）の保育料から1.7%を軽減した額としています。

3 ページの表 2 をご覧願います。

この表は、教育標準時間の場合の保育料の改定（案）ですが、保育所の保育料は、国基準から2割程度軽減した設定となっていること、幼稚園は保育所と異なり、給食費は実費徴収であることを考慮し、石狩市の独自軽減策として、各階層区分（A階層（生活保護世帯等）及びB階層（A階層を除き、市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む））を除く。）の国基準の保育料からそれぞれ5,200円を軽減した額としています。

しかしながら、保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料の見直しに伴い、さらに600円上乗せして国基準の保育料からそれぞれ5,800円を軽減した額としています。

なお、B階層の保育料については、国基準の保育料から1,000円を軽減した額としています。

また、下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層及びC 1階層に認定された場合の保育料です。

次に、3の保育料の減免についてであります。石狩市では、上の子どもが認可外保育施設を利用、下の子どもが認可保育所等を利用するケースで、子ども・子育て支援新制度の多子軽減の対象とならない場合に、石狩市独自の事業として、平成28年度より保護者の方からの申請に基づき、交付金を交付しています。

これは、現在、このようなケースに対応できる減免規定がないことから、認可保育所等の保育料については、原則として保護者の方に一旦保育料をお支払いいただいています。ただし、施設等による代理受領は可としています。

このため、表3の項目を減免基準に追加し、平成28年9月から適用することにしました。

4 ページをご覧願います。上段では表3の減免について例を用いて説明しています。

この例では、4歳の第1子が認可外保育施設を利用し、2歳の第2子が認可保育所を利用しており、世帯の階層区分はC 9階層を用いています。

この例によりますと、第2子の保育料は、平成27年度は第1子扱いにより30,000円で、平成28年度の4月から8月分までは平成27年度と同じ第1子扱いにより30,000円です。

が、市の独自事業として第2子扱いとして交付金が15,000円交付されることから、実質負担額は15,000円となっています。これが減免基準の見直し後である平成28年度の9月分以降は、減免により15,000円となります。

次に、4の幼稚園就園奨励費の終了についてであります。幼稚園就園奨励費とは、石狩市に住民登録している幼稚園児がいる世帯に対して、市民税の所得割額に応じて保育料を補助する制度で、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園が対象です。

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園部）の保育料は、あらかじめ幼稚園就園奨励費相当額を控除して設定していることから、幼稚園就園奨励費の対象ではありません。

平成28年4月1日現在、市内で子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園は1園のみですが、この幼稚園は平成29年度より認定こども園になる予定であり、また、札幌市においても徐々に新制度に移行する幼稚園が増えています。

このため、平成28年度において子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している満3歳の児童が卒園する年度は平成31年度であることから、平成29年度から3年間の経過措置を設け、平成31年度をもって終了します。

次に、5のパブリックコメントで提出された意見についてであります。保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了については、広く意見を募集するため、本年6月1日から6月30日までの30日間、パブリックコメントを実施したところであります。

パブリックコメントを実施した結果、1人の方から意見の提出がありました。

意見の検討経過については、7月4日までに所管課であるこども家庭課において意見の検討を行い、検討結果の案を作成し、7月5日に市長決裁を終えたところであります。

意見の対応については、採用、不採用、記載済、参考、その他の5種類がありますが、1件の検討結果の内訳は、その他1件となっております。

「これからも子どもを育てやすい地域づくりをしてもらいたい。子どもの数が増えるように、多子世帯に対して、いろいろな支援をしてほしい。また、幼稚園や保育園の先生たちに対しても、今まで以上に支援をしてあげてほしい。」との意見については、平成27年4月に、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、すべての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進めています。本年度は、幼児教育無償化の段階的な取り組みで、多子世帯の保育料負担軽減などを実施しました。また、国の「保育士確保プラン」や「一億総活躍プラン」においては、保育士等の処遇改善の実施が盛り込まれており、市としては、その動向を注視し、情報収集しているほか、日常的に行っている保育活動に付随した業務を軽減する事業の実施など、支援を進めておりますことから、検討結果は「その他」としています。

最後に、6の今後のスケジュールについてであります。本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、今月中に石狩市教育・保育の実施に関する規則等を改正し、保育料の改定、保育料の減免については、本年9月以降の保育料に適用し、幼稚園就園奨励費の終了については、平成29年4月から経過措置を開始し、平成32年3月末をもって終了したいと考えております。

本日は、皆様方の専門分野の立場からご審議いただき、貴重なご提言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7 審議（１）保育料の改定、保育料の減免及び就園奨励費の終了について

○鈴木会長

ありがとうございました。

それでは、まず質問をお受けします。只今の説明の中でご質問等ございませんか。

○若狭委員

確認なのですが、キーワードの説明だけ簡単にお願いしたいのですが。２ページ表１の保育標準時間、保育短時間、３ページの教育標準時間について簡単に構いませんが、お願いします。

○櫛引課長

子ども・子育て支援法の中で、保育につきましましては、保育の「量」の関係で８時間までを保育短時間、８時間から通常１１時間程度までの時間を利用される方については、保育標準時間というふうになっております。ただ、教育の方につきましては、一律教育標準時間という用語を使っております。

○若狭委員

時間に関係ないのですか。

○櫛引課長

通常２時位を目処に終わり、その後通園バスに乗って帰っていただくという形で、ほぼ時間の方は幼稚園の方で決まっていますので教育標準時間という言葉を使っております。

○若狭委員

もう一つよろしいですか。基本的に低所得層への対応ということで、保育サービスを利用されている方への今回の措置で、どのくらいの方が割合として対象となりますか。制度を見直した時の実効性みたいところで、子どもの貧困という大きなくりはありますが、実際に生計が厳しい中で保育料の負担感を感じていらっしゃる方のどのくらいの割合が、今回の措置で対応できるかが行政として大きなポイントだと思います。

○櫛引課長

その年度によって違いますが、９月から適用する場合につきましては、平成２８年度の市町村民税の所得割額を使います。これにつきまして、６月に市町村民税が固まり、その後税情報をいただき、９月から適用することになりますが、１年前の資料を使いますと、凡そ６人に１人ぐらいが対象となっております。

○鈴木会長

今、対象の凡その数が質問にあったのですが、関連して、幼稚園就園奨励費について1園が対象ですが、今後3年間でどのくらい対象となる方がいるのでしょうか。

○櫛引課長

現状、今年の5月1日現在で市外に旧制度、私学助成を利用している幼稚園に通っている方が155名おります。

○鈴木会長

他に何かご質問はございませんか。

○金子委員

先程のことに関連し、子どもの貧困問題がテーマとなっていて、特に今回、市では低所得者の子育て世代に対する配慮として改定に至ったと思いますが、今、札幌でも先日新聞で子ども食堂の問題とか、フードバンクの取り組みとかの報道がされていて、実際それを考えた時に子どもの貧困問題が石狩市の実態としてどういう状況にあるのか、隠れた部分があるので掴み難いところがあると思いますが、納税の状況で9月から決まるとありましたが、貧困に対する今後の調査、対応と、もう一点気になるのが、学齢前の保育園、幼稚園の中で実際に発達障がいのお子さんが増えています、これもグレーゾーンで、やはり親御さんの障がい受容の問題とか色々あると思うのですが、その中でも更に厳しいのがDVの問題、引きこもりの問題とか、そういった時に親御さんは働きたいが、そういった課題があって中々うまくいかないというケースがあります。石狩はどうなのだろうというのが関心事としてあり、まず実情を明らかにした方がよいと思います。その辺に関連して質問させていただきます。

○鈴木会長

子どもの貧困の現状把握、発達障がい子ども達の、具体的にDVを含めどんな状況になっているか、どこまで把握しているかお聞きしたいということですね。

○伊藤課長

子どもの貧困の調査に関するご質問についてお答えいたします。貧困対策については、平成26年1月に法律が制定されて、同年8月に大綱が閣議決定されています。大綱の中でも貧困問題はセンシティブな問題なので非常に実態が見え難く捉え難いということで各自治体については地域の実情に応じてまずは実態調査に努めることとされております。

調査については、色々な調査手法があり、国は国民生活基礎調査（サンプル調査）をランダムに抽出し、アンケート調査で把握したという手法をとっています。本市においては税務データを活用し、所得の面から標準的な所得ラインを出して、その半分の額が貧困ラインと言われている

すが、この半分に満たないところに何人の子どもがいるのかを相対的貧困率として出します。

これを税務データを基に調査してみようということで目的外利用ということになり、個人情報保護審査会に諮っておりまして、継続審議の最中です。

各種制度、たとえば保育、就学援助など様々な制度は申請主義になっているので、申請しているサービスに該当している方についての総量は各制度に聞けば分かるのですが、該当していない方の数は制度の側から調べても分からない、こぼれてしまうので所得のラインで線を引いてそこに何人含まれているのかを調査して総量を調べていきたいと思っております。ただ、これはあくまで経済面の調査なので、例えば子ども食堂的な支援、学習支援を希望するというニーズは別の問題となってきます。ただ、全体の総量としては把握していかなければならないと思っておりますのでまずはそこをやっていききたいと思っております。

○池田課長

金子委員の二つ目の質問については、今日あいにく障がい支援課から出席していませんが、事前に確認したものから答えさせていただきます。学齢前の障がいをお持ちの方々につきましては、市のこども発達支援センターの方で基本的に保護者からの要請に応じて支援させていただいております。

残念ながらそういった状況であり、トータルの数字とか現状どれだけのニーズがあるか、潜在的なものも含めた数値データは把握できておりません、

しかし、可能な限り客観的状況から支援を進める体制をとっているという答えでした。金子委員のご質問に答え切れていないと思いますが、よろしくお願いします。

○鈴木会長

子どもの貧困の調査は今まとめているということですが、いつ頃まとまるのですか。

○伊藤課長

今、審査会に諮っているところで、その了解が得られればデータを加工、抽出という作業に入ります。次の審査会の予定が7月末から8月となっていますので、そこで仮に了解が得られたとすれば年内には凡その数値が出てくるのではないかと考えております。

○鈴木会長

他に何かご質問ございませんか。無いようでしたら内容の方に入っていきたいと考えております。内容の部分で何かございませんか。保育料の改定、保育標準時間の場合の保育料、保育短時間の場合の保育料、教育標準時間の場合の保育料、その改定がそれぞれ出ています。いかがでしょうか。

○向井委員

A階層、B階層で、特に心配するのはB階層です。A階層は生活保護世帯ですから何とかなる

と思うのですが、B階層でA階層よりも生活状況が悪いところがあるのではないかと。その辺は市として調査していますか。

市の厳しい情勢の中で三分の二から三分の一に下がっていますが、いいことはいいのですが、実態としてまだB段階でも厳しい生活でやっている方がいるのではないかと、その辺の実態調査はどうなっていますか。

○鈴木会長

B階層の方々はA階層より厳しい生活をしている方がいるのではないかと。その辺の実態調査はいかがでしょうかというご質問です。

○池田課長

私、生活困窮者自立支援事業を担当しております。現在、向井委員のご指摘のケースについて実態把握等の調査は行っていない状況です。実際のところ、生活にお困りの方は、窓口にお見えになり、必要に応じて生活保護の申請をされ、A階層にいくケースはよくある状況です。その中で相談に来られない方、申請されない方については残念ながら把握し切れていない状況です。

ただ、平成27年度からスタートしております生活困窮者自立支援制度の中で石狩市におきましては相談窓口を設置し相談をお受けしている状況ですので、相談に訪れた方々を中心として支援させていただいている状況です。

○鈴木会長

他にございませんか。

○若狭委員

基本的なことですが、改定後の保育料は周辺の自治体と比べどのくらいになりますか。

○櫛引課長

北広島市と石狩市は札幌市を含めた管内6市の中で高い方の部類に入っております。これにつきまして、例えば今回の保育標準時間3歳以上児2,000円、3歳未満児3,000円となりますと、逆に管内では一番安くなります。石狩市は20区分階層ありますが、A、B、C1～C18まで各階層区分で若干順位は異なりますが、今回は特に貧困ということでAは元々「0円」で条件は同じですが、B、Cにつきましては、特に「下げ」ということでこの金額を算出したところです。

○鈴木会長

ということは、近隣の市町村と比較すると大分良くなったという解釈でよろしいでしょうか。

他にございませんか。それでは、保育料の改定の部分でご審議いただいてご了解を受けたいと思います。

今の事務局提案ですが、保育標準時間の場合の保育料B～C 2階層については国基準保育料の三分の一に減額した額。減額については3歳以上の児童についても同様。保育短時間の場合の保育料も保育標準時間の場合の各階層区分及びB階層の保育料から1.7%減額した額。100円未満端数切り捨て。それから、教育標準時間の場合の保育料については保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料の見直しに伴い600円上乗せし、国基準の保育料からそれぞれ5,800円を減額した額とする。また、B階層の保育料は国基準の保育料から1,000円減額した額とするという案です。この保育料の改定に関しては、この3点が提案されているということです。

このことに関して、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

(承認)

次に二つ目、保育料の減免についての提案です。何かご質問ありませんか。

これは、減免規定が無いことから、認可保育所等の保育料は原則として保護者の方に一旦保育料をお支払いいただいています。

このため表3の項目を減免基準に追加し、平成28年9月から適用するようにしたいということとでよろしいでしょうか。事務局からの提案ですが、いかがですか。

○鈴木いずみ委員

平成28年度ということは、春4月からということでしょうか。上の子が認可外施設で下の子が認可ということで、その人達の割合のどのくらいの人達が申請しているのかということか気になりましたが、それは実態として分かっているのでしょうか。

○櫛引課長

平成28年4月から、減免基準が無いことで交付金という形でその差額を補助する制度を平成28年度から始めたところです。市内に認可外保育施設は2ヶ所あり、その中で合計3名のお子さんがこの制度を利用されております。なお、原則として保護者の方に一旦保育料をお支払いいただくこと、もう一つの選択肢として施設等が代理受領ということで施設等に補助する形でお金を取らないことも選択できるシステムになっております。先程の幼稚園就園奨励費につきましてもそれぞれの私立幼稚園に対して毎月保育料を納めていただいて後日分割で市からお金を補助する制度になっております。同じような基本的な原則として後払いの性格となっておりますので、始めから行政の方でこういった方を把握しておりますので、減免申請を出していただくことによって始めからこの金額で設定してあげることが今年9月から可能となります。

○鈴木会長

他にございませんか。無ければ保育料の減免ですが、事務局提案通りご承認いただいたということとでよろしいでしょうか。

(承認)

次に、幼稚園就園奨励費の終了ですが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園1園が対象になるということ、現在満3歳の児童が卒園するまでの3年間経過措置を設け、平成3

1年度をもって終了にしたいという案です。

(承認)

幼稚園就園奨励費の終了について事務局提案通りご承認いただきました。有難うございます。

○池田課長

今回ご承認いただいた結果、ご答申をいただくことになりますが、次の「報告」を行っている間に答申書の準備をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○鈴木会長

9月適用ですから、早々に必要になるという背景あり、事務局で作業を進めたいということでよろしいでしょうか。

(了解)

8 報告(1) 石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」の進捗について

○鈴木会長

それでは続けて、石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」の進捗について、説明願います。

○高井主幹

私の方から、「新・りんくるプラン」につきまして、まずその全体概要について説明させていただき、27年度の実績を報告させていただきます。

1ページをご覧ください。

この計画での地域福祉の考え方ですが、地域福祉とは、それぞれの地域において、人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

本計画は、近年の社会環境の変化も踏まえながら、「自助、共助、公助」として連携を図り、地域ぐるみで課題を解決していこうとするものです。

5ページをご覧ください。

計画の位置づけですが、本計画は、石狩市総合計画を基盤として、保健福祉に関わる各種計画との整合を図りながら、地域において総合的に推進するための計画です。

また、本計画は、本市の地域福祉推進の中心的担い手であります「石狩市社会福祉協議会」の実践計画としても位置付けられ、市と社会福祉協議会が計画の実践も含め、協働で地域福祉を推進していこうとするものです。

21ページをご覧ください。

本計画の策定にあたっての課題の把握ということですが、これは、国が設定する課題、全計画から引き継ぐ課題、また、社会福祉協議会で開催してきた「地域福祉懇談会」でのご意見等を整理するとともに、本計画の策定にあたりました「石狩市地域福祉計画をつくる会」での協議により、大きく3点を重点課題として挙げました。

1 点目は、各世代や地域特性を考慮した「地域の絆」「ふれあいの場」づくりです。地域町内会における担い手不足や固定化、また世代間交流の減少など、地域の絆やふれあう機会が少なくなっています。また、厚田区、浜益区における高齢化に伴う生活に直結する課題や、石狩地域における相互扶助の困難性など、それぞれの地域特性に応じた地域コミュニティづくりが求められています。

2 点目は市民ニーズに適切に対応した福祉サービスの提供と包括的な支援体制づくりです。福祉分野では、サービスも多岐にわたりますが、提供者の連携が十分とは言えず、迅速かつ効果的な相談体制が不十分であるなどの課題があります。また、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を巡る問題の深刻化に伴い、生活困窮者自立支援法に基づく新たな取組が必要となっています。

3 点目は、市民とのパートナーシップを推進するための情報共有と役割分担です。これまでも、支援が必要な人に対して地域で支えていく体制を構築する動きが見られますが、地域によっては、その体制づくりや、担い手が不足しているなどの課題もあります。

2 3 ページをご覧ください。

本計画では、これらの課題の解決に向けて、「地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり」を基本理念として、「コミュニティ、サービス、パートナーシップ」という3つの大きな柱を基本目標として、施策の方向を定め、各施策や事業を展開します。

具体的な施策については、2 6 ページ以降に掲載されていますが、これ以降、今回提出させていただいた報告資料「新・りんくるプラン」進捗状況の方で報告させていただきます。

この資料には、施策、事業とその内容のほか、実施年度、2 7 年度の実績、備考欄には、検討事項や課題などを記載しております。

はじめに、基本目標1「市民主体の地域福祉コミュニティづくり」についての状況です。

(1) 福祉教育の推進については、学校と連携し、出前講座の実施等を通して、子ども達への理解、関心を深めるための取組を行っておりますが、福祉に関しても新たな施策、例えば本年4月から施行した「障がい者差別解消法」など、福祉施策の新たな動きに対応した取組を検討が必要であると考えています。

このような取組と連動して、学校の教職員の理解も重要と考えますが、どのようなニーズがあるのか把握し、福祉プログラムの提供等、多様な手法や機会の検討を行って参ります。

(2) ふれあいの場づくりについては、地域住民が気軽に集い交流を深める「ふれあいサロン」については、これまで9箇所の設置や運営支援を行っております。既存のサロンも含め、今後、介護予防・日常生活支援総合事業の地域展開のあり方も含め、どのように「地域力」を向上させていくか検討を進めます。

(3) 地域内交流の活性化については、地域福祉懇談会での意見にもあるとおり、地域活動の担い手不足やこれまで関わっていない人をいかに掘り起こしていくかが課題となっており、新規の取組も含め、地域内での世代間交流や顔の見える地域のつながりづくりを支援します。

(4) 地域活動団体の活性化については、市内に1 7ある地区社協への活動支援を行うとともに、地区社協がまだ組織化されていない6地区の町内会福祉部の活動を助成し、組織化への働きかけを行っています。現状においては空白地区もあり、これらの地域での対応や、地域独自で行われ

ている活動も含め総体的に把握しながら地域活動活性化の取組を支援します。

(5) ボランティアの育成、(6) ボランティア活動の活性化については、各世代においてボランティア活動の担い手として活躍してもらうため、ボランティアへの理解と実践に向けた取組を進めており、また活性化の方策としてボランティアポイント事業の展開しているところですが、今後においては、総合事業の地域展開も視野に入れ、有償ボランティアのあり方の検討を進めます。

次に、基本目標2「市民ニーズに応じた福祉サービスの提供」についての状況です。

(1) 情報提供の充実については、多様な媒体を通して情報提供を行っているほか、新たな福祉施策などについては、講演会やフォーラム等の開催を通して情報提供を行っています。今後も情報を「わかりやすく」、「タイムリー」に提供できるよう努めます。

(2) 相談体制の充実については、地域福祉の推進にとっても重要となる生活支援コーディネーターの配置を新たな施策として掲載していますが、まず前提として、既存の地域資源の整理、確認が必要です。福祉分野はもとより、健康づくりや生涯学習の取組や民間の活動も含めた既存事業の把握、整理を行いながら、検討を進めます。

(3) 権利擁護体制の充実については、現在社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、法人後見業務を実施するほか、成年後見に関する相談窓口として各種相談等の対応を行っています。また、生活支援員、後見支援員のためのフォローアップ研修を行いながら支援体制の強化を図っているところです。

権利擁護に関して、「自助」の取組として、自らの意思を伝えることが困難となったり、判断ができなくなった時に備え、判断能力があるうちに自分の意思を記しておく「自分の意思を伝えるノート」の作成を新規事業として挙げており、現在その内容を検討しているところです。

(4) 在宅福祉サービスの充実については、在宅での生活を継続しながら、安心して生活ができるよう、福祉サービスを実施するもので、継続して実施しています。

(5) 生活困窮者への支援については、平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行を受け、新たに自立相談支援事業を実施しています。27年度の相談件数は36件で、相談支援員が相談者の状況に応じて、各種機関へ繋いだり、福祉資金の貸付、家計の安定に向けた指導を行っています。

次に、基本目標3「市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進」についての状況です。

(1) 多様な主体による地域福祉活動の支援について、地域福祉協力店舗については、前期の計画時よりスタートし、石狩ハイスタンプ会に加盟している店舗を中心に協力をお願いしているところですが、協力店舗数が減少傾向にあります。民間企業の支援という視点で、どのような取組が効果的なのか、改めて検討を要するものと考えます。

(2) 見守り活動の充実について、地域や関係機関の連携による安心・安全・福祉のまちづくりを目指した「地域見守りネットワーク」については、現在9地区において展開され、27年度は2地区が新たに登録されたところであり、「共助」を視点とした地域主体の見守りの取組が広がっている状況にあります。今後はさらに、様子がおかしい方の安否確認を迅速に行うことができるよう、「鍵の預かり事業」について、独居高齢者を対象とした見守りの取組全体の中で検討しま

す。

(3) 要援護者の支援について、平成22年度に市内全世帯に配布した「救急医療情報キット」に関しては、活用件数が53件あり、転入された方や、介護保険認定調査時にお手元にないことの確認が取れた世帯には追加配布も行っていますが、緊急時において自らを助けるという「自助」の大事な取組として、事業効果の分析検討を行います。

また、要援護者情報の整備については、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」整備を行い、条例において支援関係者への情報提供を行いました。

さらに、災害時において要支援者への配慮として、福祉避難所への計画的な物資の整備を行っているところですが、今後、避難訓練を行い、シミュレーションをしながら災害時に備えていきたいと考えています。

以上、プランの進捗状況について報告させていただきましたが、全体を通しては、やはり、新たな地域包括ケア体制の仕組みを創っていくためには、地域住民の参加なくしては実現が成しえないことであり、生活支援、介護予防、社会参加が一体となって推進されることが望まれます。

この地域福祉計画においても、各施策の整理や連携を考えながら、地域力の向上に結びつく取組を進めていきたいと考えます。

○鈴木会長

有難うございました。「新・りんくるプラン」の進捗状況につきご報告いただきました。これに対しご質問ございませんか。

○若狭委員

地域包括ケアシステムでは、自助・公助・共助・互助ですね。解釈のしかたは色々あるようですが、共助は社会保険の皆保険を中心としたところで狭く捉える傾向があるようで「新・りんくるプラン」1ページ共助（住民同士の相互扶助）を互助という言い方になっている部分があるようで、包括ケアシステムとの関連性がある時には石狩市として言葉の使い方を整理される必要があると思いました。

○鈴木会長

これから地域包括ケア、互助も含めた考え方が中心になって進んでいくかと思われます。

○若狭委員

前の計画を策定したタイミングと、包括ケアシステムの概念で互助が出て来たタイミングとほぼ同じだったように覚えています。

○鈴木会長

「新・りんくるプラン」進捗状況ですが、これに関して何かありませんか。

○向井委員

「(3) 権利擁護体制の充実」に関連して、だんだん年を取ると相続問題とか、その人の将来の生活設計とか、心配になってきます。死後の世界というか、墓を誰が守っていくかということもそろそろ考えていくべきでないかと。どういう分野に入れるべきか分かりませんが、検討の余地はあるのではないかと思います。

○鈴木会長

権利擁護の中に将来の相続問題、財産等も含めて検討していく余地があってもいいのではないかとということでしょうか。

○若狭委員

契約的な側面と司法書士がその絡みで取り組んでいるところがあって、今、試行錯誤の段階と思われます。

○向井委員

取り組みたくはないのですが、やらなければならないことです。

○若狭委員

行政が先導することは中々難しいと思いますが、民間事業者、NPO等も絡めて、ちょっと古い言葉ですが「新しい公共」的な概念、先程の互助もそうですが、検討の余地はあると思います。

○鈴木会長

今、成年後見人制度とか形はあるけれど、実際はしっかりと立ち上がって気軽に利用できる仕組みにはまだなってないですね。ここももう少し広まったらいいのですが。

○若狭委員

社会福祉協議会はどうなのでしょう。

○北原委員

今の事業展開の中では、症状、状況が出た人に対する対応ということです。対象にならなくても心配されている、終活的な要件で、どこまでキャッチして入り込んでいけるかが難しい。商工関係でも事業所の中で終活に対する窓口を設けてパンフレットを作っているところもあったようです。色々な場面を通して広がっていくべきですが、キャッチして入り込んでいくのはなかなか難しいです。

○向井委員

難しいけど一番重要です。どのように入っていくかということです。

○北原委員

必要な人は沢山います。

○金子委員

権利擁護の中に「自分の意思を伝えるノート」というのがありましたが、終活にも関連しているかもしれませんが、もう少し具体的に説明をお願いします。

○高井主幹

現在、社会福祉協議会の実践計画の中でも前から検討されているという状況で、他のところでも取り組みしているところもあり、今、議論に上ったような情報を取りながら検討しているところです。

○長谷川担当課長

補足ですが、今後の相続問題、死後のご相談とか、これからの生活が心配というお話をされてきました。権利擁護体制を構築していくために、成年後見センター設置のお話がありましたが、設置の前に、権利擁護に関係する相談員、障がい関係の相談員、地域包括支援センター、高齢者支援課、障がい支援課、社会福祉協議会等、また、実際に成年後見の相談を受ける、市内の司法書士、弁護士と勉強会を重ね、意見交換を経て、センターが開設されました。

開設後においても、障がいと高齢の分野の枠を超えて、市民と意見交換する機会がこれまで無かったので、権利擁護というキーワードで勉強会等を継続して行っています。

その中で、遺産、成年後見制度、消費者被害等色々な相談を受けるものですから、その中から情報の整理をしよう、共有しよう、法律の違いを互いに学ぼうという取組を行っていて、「自分の意思を伝えるノート」についても、今回のりんくるプランに載っていることもあり、メンバーの中での意見交換も話題に出ているので、社会福祉協議会と実務で相談を受けている市内の専門職の方々と意見交換して連携し進めていければと考えています。

○鈴木会長

是非情報を集め、進めていって欲しいと思います。

○松原委員

在宅福祉サービスの充実ということで、色々なサービスを石狩市はやっていると思いますが、施設の方は段々と入り難くなってきて、私の周りでも結構介護をしなければならない40代、50代の人が増えてきているという実態等から介護者への対策はどのようなになっているか教えていただきたいと思います。

○巴課長

若い方、４０代、５０代の方で介護が増えてきている現状はありますが、介護が必要な方に対しては介護保険での介護サービスとなりますが、家族に対する支援について、市としては具体的には無いという状況です。

○鈴木会長

よろしいですか。

○松原委員

以前私も保健師でしたが、その頃は結構家族の会等、市で運営しながら認知症の高齢者の方の介護している方の話を聞いたりしていました。今、外郭(団体)で家族の会も札幌市内でも沢山あると思いますが、離職している人達もいるという現状を見ると、何か対策が取られたらよいのかと思いました。

○長谷川課長

補足させていただきますと、ソフト面での対策としては、認知症に関して、介護負担を感じている方が、認知症カフェを利用して、気軽に家族同士が繋がるような付き合いというようなところでの認知症対策をしています。地域で色々言われているケアラー対策のような大きな計画にはなっていないのですが、相談員同士で体制づくりについての意見交換の場を設けながら進めたいと思っています。

○鈴木会長

他にございませんか。

○鈴木いずみ委員

私も石狩市に来て丸６年になり、色々な町内会活動に参加していると、年代に開きがあるというか、７０代、８０代の方が中心となっていて、６０代のような定年退職後間もない方が少ないということを感じます。昨年男女共同参画のイベントにも出させていただいて、そのテーブルトークでしたが、その中でも旦那様がいらっしゃる方の何人かとお話すると、全然家を出ない、外に出たがらないという話を伺って、自分の所属する町内会等も改めて考えて見て、何か感覚の違いがあるのかなと感じ、将来の担い手不足が懸念されます。

「新・りんくるプラン」の地域内交流活性化の辺りにも載っているのですが何か地域のイベントとか、お父さん達が出やすい、きっかけがあれば出たいのかもしれませんが、出たくない理由が何か有るのかなと思います。その辺のところを拾っていただきながら、(世代の)間が抜けてしまうとその後がとても参加し難いという世代になってくるので、日頃市民の一人として心配していますので、この場をお借りしてお願いしました。

○高井主幹

今、鈴木委員からご提案いただきました部分は、地域福祉懇談会の中でも課題として出ている

ところで、世代間という広い枠組みの中でも、限定された方しか参画しないというのがいろんな地域においても課題だと言えます。しかし、これまで関わっていない方は潜在的に相当いらっしゃる訳で、正にその方々に関わっていただけるような取り組みが望まれているところです。難しいところですが、出て来られるようなきっかけづくりを考えていきたいと思っております。

○鈴木会長

他にございませんか。

それでは、「新・りんくるプラン」の進捗状況のご報告を終了させていただきます。

その他について、何かございますでしょうか。

9 その他

○池田課長

その他については、事務局ではございません。委員の皆様から話題提起などございましたらお願いします。

答申書の方も準備ができましたので、ご確認いただければと存じます。

○鈴木会長

今、原案を作成していただきました。何かご質問等ありますでしょうか。

これでよろしいでしょうか。

(了承)

それでは、この答申内容でお願いします。

○池田課長

それでは、この内容にて、審議会答申としての手続きを進めさせていただきます。

また、今年度の審議会については、3回程度予定しております。今後の開催時期は案件に応じて調整させていただきますが、今回報告した、新・りんくるプランの新年度の内容も今後報告させていただきたいと考えております。

○鈴木会長

審議会の今後の予定について、ご連絡いただきました。委員の皆様から他になければ、審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

平成28年 8月29日 議事録確定

石狩市社会福祉審議会

会長 鈴木 幸雄